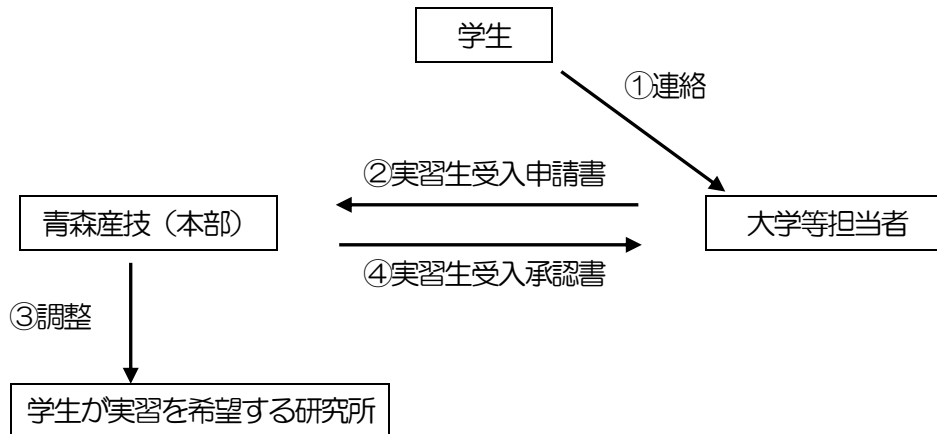


## (地独) 青森県産業技術センターインターンシップ実施スキーム

### 1 学生の受入決定の手続

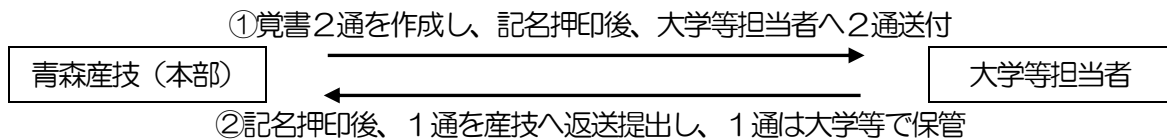
- ① 学生が大学等担当者に青森産技の研究所の実習希望を連絡する。
- ② 大学等担当者が学生からの実習希望を受け、青森産技本部に「実習生受入申請書」を提出する。
- ③ 青森産技本部と学生が希望する研究所において、受入れの調整を行う。
- ④ 学生の受入れの可否を、青森産技本部から「実習生受入承認書」により大学等担当者に連絡する。



### 2 受入決定後の手続

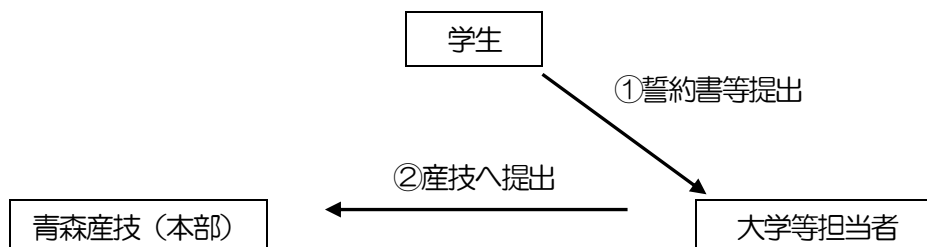
#### (1) 覚書の取り交わし(産技・大学等)

産技が覚書を2通作成し、産技・大学等で記名押印したものをそれぞれ1通ずつ保管する。



#### (2) 誓約書、災害傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類(写し)の提出(学生)

学生が記名(押印)作成した誓約書とともに、災害傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類(写し)を、大学等担当者を經由して産技に提出する。



### 3 インターンシップ修了

- ① インターンシップが修了したときは、学生が修了報告書を作成し、産技へ提出する。
- ② 産技は学生に対して、修了証書を交付。

